

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の 促 進
に 関 す る 基 本 的 な 構 想

令和5年9月

石垣市

目 次

- 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
 - 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型
ごとの営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする「青年等が目標とすべき農業
経営の指標
- 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他
農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
 - 1 第十八条第一項の協議の場の設置方法、第十九条第一項に規定する地域計画の区域の
基準その他第四条第三項第一号に掲げる事業に関する事項
 - 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項
 - 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農
用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業
の実施の促進に関する事項
 - 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
 - 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
- 第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項
- 第6 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、1市2町、10の有人島からなる八重山諸島の拠点であり、県都那覇市から410kmに位置している。本市の農業は基幹作物であるさとうきびを主体にパインアップル、葉たばこ、水稻、マンゴー、野菜、花卉、畜産を組み合わせた農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、温暖な地域特性を活かした施設園芸、熱帯果樹等の導入が盛んになっている。

今後は、引き続き地域特性を活かした農業生産の展開と併せて、輪作体系を確立して土地の有効利用を確立するとともに、輸送条件の整備を踏まえた付加価値が高い作物の積極的な導入を促進し、地域として産地化を図ることとする。

また、規模拡大、経営改善を志向する農家を積極的に育成し、特に、土地利用型農業については、一貫した機械化作業体系の確立に努め効率的な作業単位の形成を図るとともに、施設園芸による集約経営を展開する農家との間で、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本市の農業構造については農業就業者の高齢化、若者の島外への流出等により農家数の減少があり、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

自然景観に着目した農外からの旺盛な土地需要により、復帰後、大規模な農地の買い占め等があったところから、農地の資産保有傾向が強く農地の流動化は顕著な進展をみないままに推移してきている。

しかしながら、最近になって大手資本により買い占められた農地の買い戻し、機械化農業に対する関係者の認識等の変化があり、農地の流動化、集団化が大きく進展する可能性がでてきている。

- 3 本市はこのような地域の農業構造の現状及びその見通しを基に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり350万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、八重山農林水産振興センター農業改良普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、石垣市担い手育成総合支援協議会を通じ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の石

垣市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

また、地域の農業を持続可能なものとするためには、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。本市は集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「地域計画」の作成・更新に取り組む。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本市農業委員会を核とした農地中管理機構の活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に本市北部にある明石農用地利用改善団体[昭和55年農林水産大臣賞（豊かな村づくり）受賞]で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全島的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項（平成25年法律第101号及び農地中間管理機構が行う特例事業（農業経営基盤強化促進法第7条（昭和55年法律第65号））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」と言う。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協、農業開発組合等による農作業受託機関との連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、八重山農林水産振興センター農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘

導を図る。

農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意識について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、一定規模の面積を対象とした圃場整備事業や農地保有合理化事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等においても経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本市は、農業委員会、農協、八重山農林水産振興センター農業改良普及課で構成する石垣市担い手育成総合協議会合支援協議会において、認定農業者又認定新規就農者等、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

- (1) 新規就農の現状

本市の令和4年の新規就農者は38人であり、過去5年間、就農数は増減を繰り返している。従来からの基幹作物であるさとうきびの生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする

- ① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた令和4年度から令和13年度までの10年間で3,000人の新規就農者を育成・確保するという目標を踏まえ石垣市においては年間30人の該当青年等の確保を目標とする。また、現

在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2戸増加させる

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市においては、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、第1の第3項に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得175万円以上を目標とし、年間総労働時間は1,200時間以上とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かやかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対する相談窓口を設置し適切な支援や情報提供ができる体制を整えとともに、農地の確保や農業技術・経営面の指導等について関係機関と連携を図ることにより、新規就農者を地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

④ 本市全体で推進する取組

従来型の基幹作物であるさとうきびや果樹、野菜等栽培を行い、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、石垣市園芸作物等産地協議会等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、該当青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるよう生産物の加工の開発、新技術の導入等、青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的に生産の大部分を安定的な経営体へと成長した、農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。）

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方法	農業従事の態様等
さとうきび＋水稻	[作付面積] きび 4.80 ha 水稻 6.00 ha 〈経営面積〉 8.80 ha	[資本装備] ・農用車(軽) ・トラクタ(32ps) ・耕転機(9.5ps) ・動力噴霧器 ・田植機 ・コンバイン [その他] ・さとうきびの収穫	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

		作業及び植付等の一部について、外部への委託 ・ 水稻 1 期後、2 ha について 2 期作を行う ・ 農繁期における労働時間の延長と雇用労働力確保		
さとうきび＋野菜	[作付面積] きび 7.40 ha カボチャ 1.20 ha 〈経営面積〉 7.80 ha	[資本装備] ・ 農用車(軽) ・ トラクタ (32ps) ・ プラウ ・ ロータリー ・ 動力噴霧器 ・ ブルトラ (15ps) ・ ブルトラ用散布機 [その他] ・ さとうきびの収穫作業及び植付等の一部について、外部への委託 ・ カボチャ 2 期の 80 a については、カボチャ 1 期とさとうきびの後作	・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・ 家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび＋果樹	[作付面積] きび 3.40 ha マンゴー 0.30 ha 〈経営面積〉 3.70 ha	[資本装備] ・ 農用車(軽) ・ 耕転機 (9.5ps) ・ 動力噴霧器 ・ 簡易鉄骨ハウス (3,000 m²) [その他] ・ さとうきびの収穫作業及び植付等	・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・ 青色申告の実施	・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・ 家族経営協定の締結による経営への共同参画等

		の一部について、 外部への委託		
さとうきび＋果樹	[作付面積] きび 5.00 ha パイン 1.00 ha 〈経営面積〉 6.00 ha	[資本装備] ・農用車(軽) ・トラクタ (42ps) ・プラウ ・ロータリー ・動力噴霧器 ・ブルトラ (15ps) ・ブルトラ用散布機 [その他] ・さとうきびの収穫 作業及び植付等 の一部について、 外部への委託	・複式簿記記帳 による経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保 による過重労働 の防止 ・家族経営協定の 締結による経営 への共同参画等
さとうきび＋肉用牛	[作付面積] きび 3.20 ha 採草地 2.70 ha 〈飼養頭数〉 成雌牛 20 頭 〈経営面積〉 5.90 ha	[資本装備] ・農用車(1 t) ・耕転機 (9.5ps) ・動力噴霧器 ・草刈機 ・カッター ・牧草モアー ・牛舎(260 m ²) ・堆肥舎(42 m ²) [その他] ・さとうきびの収穫 作業及び植付け等 の一部について、 外部への委託	・複式簿記記帳 による経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・家族経営協定の 締結による経営 への共同参画等
さとうきび (主たる従事者 3 人)	[作付面積] きび 15.40 ha 作業委託 25.00ha 〈経営面積〉	[資本装備] ・農用車(軽) × 3 台 ・動力噴霧器 ・大型トラクタ	・経営体の体質 強化のため、 自己資本の充 実を図る ・明確な経営目	・社会保険への加 入 ・休日制の導入

	21.65ha	・プラウ ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスター [その他] ・周辺農家の耕起・砕土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした	標の設定	
肉用牛	[作付面積] 草地等 15.40 ha 〈飼養頭数〉 成雌牛 110 頭 〈経営面積〉 5.90 ha	[資本装備] ・農用車(2,000cc) × 3台 ・トラクター(79ps) ・モアコンディショナ ・タッターレーキ ・ロールベアラー ・ベールラッパー ・フロントローダー ・マニユアスプレッタ ・ブロードキャスタ ・ホイルローダー ・農具庫(209 m²) ・牛舎(1,430 m²) ・乾草庫(132 m²) ・堆肥舎(231 m²)	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入

別添

さとうきび	さとうきび+葉たばこ	花卉	肉用牛
〔作付面積等〕 さとうきび 9.00 ha ＜経営面積＞ 9.00 ha ＜資本装備＞ ・動力噴霧器・農用車・トラクタ・プラウ・ロータリー・ブルドーザー・ブルドーザー用散布機 ＜経営管理の方法＞ ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ＜農業従事の態様等＞ ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画	〔作付面積等〕 さとうきび 5.40ha 葉たばこ 1.10ha ＜経営面積＞ 5.40ha ＜資本装備＞ ・動力噴霧器・農用車・トラクタ・ロータリー・バックホウ・フォーク・畝立てマルチ・堆肥散布機・自走式移植機・AP-1・貯蔵庫用クレーン・肩掛け式噴霧機 ＜経営管理の方法＞ ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ＜農業従事の態様等＞ ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止	〔作付面積等〕 ジンジャー 0.27ha ヘリコニア 0.27ha ＜経営面積＞ 0.54ha ＜資本装備＞ ・動力噴霧器・農用車・管理機・揚水ポンプ ＜経営管理の方法＞ ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ＜農業従事の態様等＞ ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止	〔作付面積等〕 草地等 5.16ha ＜飼養頭数＞ 成雌牛 39頭 ＜経営面積＞ 5.16ha ＜資本装備＞ ・農用車・モーター・ポンプ・トラクター・ヘールラップ・フロントローダー・マニュアルレクタ・プロットキャスタ・ホイローダー・農具庫・牛舎・乾草庫・堆肥舎 ＜経営管理の方法＞ ・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ＜農業従事の態様等＞ ・休日制の導入 ・家族経営協定締結による経営の共同参画

(注) 1 各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる家族労働力構成については、主たる従事者1人、補助従事者1.5人として示している。

2 「作目・作型別の技術体系・収益性指標：県農試経営研究室」及び農業の生産費の一部（肥料・農薬・流通経費等）等見なおしされたものをベースに策定している。従って、実際の経営計画作成等に当たっては、個々の経営実態、直近の市場単価等を踏まえて設定する等が必要となる。

3 資本装備の園芸施設には、耐候性ハウスや農作物被害防止施設を想定。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例

を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個人経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理方法	農業従事の態様等
さとうきび＋水稻	[作付面積] きび 4.1 ha 水稻 4.0 ha 〈経営面積〉 8.1 ha	[資本装備] ・農用車(軽) ・トラクター (32ps) ・耕転機 (9.5ps) ・動力噴霧器 ・田植機 ・コンバイン [その他] ・さとうきびの収穫 作業及び植付等 の一部について、 外部への委託 ・水稻1期後、2ha について2期作 を行う ・農繁期における労 働時間の延長と 雇用労働力確保	・複式簿記記帳 による経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保 による過重労働 の防止 ・家族経営協定の 締結による経営 への共同参画等
さとうきび＋野菜	[作付面積] きび 2.4 ha カボチャ 1.7 ha 〈経営面積〉 4.1 ha	[資本装備] ・農用車(軽) ・トラクター (32ps) ・プラウ ・ロータリー ・動力噴霧器 ・ブルトラ (15ps) ・ブルトラ用散布機 [その他] ・さとうきびの収穫 作業及び植付等	・複式簿記記帳 による経営と 家計の分離を 図る ・青色申告の実 施	・休日制の導入 ・農繁期における 臨時雇用の確保 による過重労働 の防止 ・家族経営協定の 締結による経営 への共同参画等

		の一部について、 外部への委託 ・カボチャ 2 期の 80 a については、カボチャ 1 期とさとうきびの後作		
さとうきび+果樹	[作付面積] きび 3.7 ha マンゴー 0.1 ha 〈経営面積〉 3.8 ha	[資本装備] ・農用車(軽) ・耕転機 (9.5ps) ・動力噴霧器 ・簡易鉄骨ハウス (3,000 m²) [その他] ・さとうきびの収穫作業及び植付等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+果樹	[作付面積] きび 3.5 ha パイン 0.5 ha 〈経営面積〉 4.0 ha	[資本装備] ・農用車(軽) ・トラクタ (42ps) ・プラウ ・ロータリー ・動力噴霧器 ・ブルトラ (15ps) ・ブルトラ用散布機 [その他] ・さとうきびの収穫作業及び植付等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+甘しょ	[作付面積] きび 3.3 ha 甘しょ 1.0 ha 〈経営面積〉	・トラクター ・ブルトラ ・プラソイラー ・動力噴霧器	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働

	3.3 ha	・中耕ローラー ・軽トラック ・芋掘り機 [その他] ・さとうきびの収穫作業及び植付等の一部について、外部への委託	・青色申告の実施	の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび+肉用牛	[作付面積] きび 2.7 ha 採草地 1.6 ha 〈飼養頭数〉 成雌牛 16 頭 〈経営面積〉 4.3 ha	[資本装備] ・農用車(1 t) ・耕耘機(9.5ps) ・動力噴霧器 ・草刈機 ・カッター ・牧草モアー ・牛舎(260 m²) ・堆肥舎(42 m²) [その他] ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部への委託	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
さとうきび	[作付面積] きび 6.2 ha 〈経営面積〉 6.2ha	[資本装備] ・農用車(軽) × 3 台 ・動力噴霧器 ・大型トラクタ ・プラウ ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・社会保険への加入 ・休日制の導入

		・小型ハーベスター [その他] ・周辺農家の耕起・砕土・植付・収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除した面積を経営面積とした		
パイン+マンゴー	[作付面積] パイン 0.5 ha マンゴー 0.15 ha 〈経営面積〉 0.65 ha		・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
パイン	[作付面積] パイン 1.15 ha 〈経営面積〉 1.15ha		・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
マンゴー	[作付面積] マンゴー 0.3 ha 〈経営面積〉 0.3ha		・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目標の設定	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
肉用牛	[作付面積] 草地等 3.4 ha 〈飼養頭数〉 成雌牛 34 頭 〈経営面積〉	[資本装備] ・農用車(2,000 cc) × 3 台 ・トラクター	・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る ・明確な経営目	・社会保険への加入 ・休日制の導入

	3.4 ha	(79ps) ・モアコンディショナ ・タッターレーキ ・ロールベラー ・ベールラッパー ・フロントローダー ・マニュアルプレッタ ・ブロードキャスタ ・ホイルローダー ・農具庫 (209 m ²) ・牛舎 (1,430 m ²) ・乾草庫 (132 m ²) ・堆肥舎 (231 m ²)	標の設定	
--	--------	--	------	--

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・本市の特産品であるパインアップル、石垣牛などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導機関、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

- ・本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導機関や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して石垣市担い手育成総合支援協議会を通じ、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。
- ・さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定

農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

・本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

・本市は、担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

・農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、本市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

また、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の地用に占める面積のシェアの目標	備 考
56%	

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営

体、組織経営体の地域における農用地利用面積シェアの目標である。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、石垣市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

(2) 市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、沖縄県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 石垣島土地改良区においては今後もほ場整備事業の実施が予定されていることから、ほ場区画の大型化による高能率な基盤整備を行うため、地域計画推進事業及び農地中間管理機構が行う事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 北部地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等

を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第 7 条に掲げる事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（特定の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者等で利用権の設定をうけよう

とする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者若しくは認定新規就農者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、石垣市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、(5)の②から③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等をうけようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者がある場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所。
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本市の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ） 原状回復の費用の負担者
 - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを石垣市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権に設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用の集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を石垣市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該

農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構の活用を図るものとする。石垣市農業委員会は、所有権者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるさとうきび、パインアップル等の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政経済課課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の

改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるもの

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を石垣市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人

又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①に認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からのその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用

改善事業の実施に関し、八重山農林水産振興センター農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、石垣市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に推進上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託からの全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農業委員会、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の提携に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢

者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

新規就農者相談受入窓口を整備し、就農促進のための啓発・相談活動を行うとともに、沖縄県農業経営・就農支援センターや八重山農林水産振興センター農業改良普及課などと連携しながら、就農相談会や新規就農者向けの各種講座の案内を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設け、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 青年等就農計画策定の促進

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、必要な支援を集中的に措置することができるよう、関係機関と連携しながら青年等就農計画の作成を促進し、認定新規就農者への誘導を図る。

② 各種支援措置の活用

本市が策定する「地域計画」に農業を担う者として位置づけるとともに、就農段階の経営安定化に資するよう、国の経営開始資金や青年等就農資金等を積極的に活用する。

③ 経営改善を進めていくための支援

石垣市担い手育成総合支援協議会において、新規就農者の経営状況を分析し、それをもとに関係機関と連携しながら経営改善のための相談や指導を行う。

特に、青年等就農計画等の実行に伴う規模拡大や労働環境改善に必要な農地、機械、施設等の取得に対しては、農業制度資金等の活用を支援するとともに各々の発展段階に応じて、各種補助事業等の有効的な活用についても指導を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者等については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体と連携して栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、経営発展に向けた支援を重点的に行う。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、農業技術や経営のノウハウの習得、就農後の経営指導等のフォローアップ、農地の確保等について、「沖縄県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の別表に定められたところにより、各関係機関・団体等が役割を分担し、相互に有機的連携をもって各種取組を進めるように努める

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 本市は、石垣島土地改良事業による農業生産基盤整備を通じて、ほ場の大区画化進めるとともに、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、経営構造対策事業によって気候条件を活かした付加価値の高い農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、さとう きび作、パイン作経営の望ましい経営の育成を図ることとする。特にさとうきび集中脱葉方式による収穫体系確立、機械化一貫体系の確立等農地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資すよう努める。

エ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、八重山農林水産振興センター農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、石垣市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の進進に配慮する。

第6 その他

(1) 認定農業者の育成・確保

認定農業者に対しては、農地の集積による規模拡大、農業用機械・施設に対する補助や融資、経営及び技術に関する研修の実施など、各種の施策が講じられているところである。今後とも、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組みを円滑に進めることができるよう必要な支援措置を講じる。

また、地域の話合いを前提とした地域計画に位置づけられた農業者については、認定農業者への誘導を図る。

(2) 新規就農の促進

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化の進行は、農業の衰退のみならず地域社会や離島の活力低下を引き起こすものと危惧される。

このため、就農に意欲的な新規学卒者、他産業からの新規参入者への就農相談活動や農業教育施設等の充実・強化を図り、幅広い人材の育成・確保に努める。

また、農地中間管理機構が行う事業を積極的に活用し、新規就農者の農地の確保を促進する。

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 5 年 9 月 30 日から施行する。

別紙１（第５の１の（１）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第１８条第２項第３号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９条第１項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第６条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第１条の６第１項第４号の２に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

改正前の法第１８条第３項第３号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第７条の１第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第９条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

その土地は効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする

賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1. 存続期間は6年（開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適切と認められる期間その他利用目で適る一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、6年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地についてはその採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については開発後の土地の借地の水準開発費用の負担区分の割合通常を生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のものので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のものので定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、石垣

	した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。		市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	---	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、	I の③に同じ。	I の④に同じ。

	固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。		
--	---	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託をうけることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2. I の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者」（損失がある場合には、受託者という。）読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権

比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。		の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。
---	--	---